

茶苑利用規約

福井県陶芸館 茶苑

平成 30 年 4 月改

福井県陶芸館の各茶室利用につきましては、以下の事項を順守お願いいたします。

【1. 申し込み・受付】

1. 利用申し込みは利用月の6か月前から受付けます。

茶室の空き状況を、開館日の午前10時00分から午後5時までに、福井県陶芸館茶苑「電話：0778-32-2174」に問い合わせください。

2. 茶室等施設の下見を希望する場合は、事前にご相談ください。

事前にご連絡がない場合は見学に応じられないこともあります。

3. 所定の「利用申請書」に利用希望日等の必要事項を記入して提出してください。

「利用申請書」は連絡・問合せ先にご請求いただくか、福井県陶芸館HPよりダウンロードください。

4. 初めて利用される方は、主催団体の概要や活動内容がわかる資料を提出してください。

5. 「利用申請書」の受領後、審査の上、2週間以内に利用承認の可否を連絡します。

【2. 休館日】

1. 休館日は原則として毎週月曜日です。

ただし、月曜日が祝日・振替休日の場合は翌日が休館日となります。

2. 年末・年始、その他の休館日については、福井県陶芸館の休館日に準じます。

ただし、設備保守点検等により臨時休館する場合があります。

【3. 利用時間】

1. 利用時間は午前10時00分～午後4時30分までとなります。この時間内に準備から片付けまでを行ってください。

2. 午後4時30分に火の始末、忘れ物などの立会い点検に入ります。点検終了後午後5時までに退出してください。

【4. 利用料金と支払い方法】

1. 茶室利用料金（備品使用料、水道光熱費を含みます）

※別紙茶苑利用料金表をご参照ください。

【5. キャンセル・利用日変更】

1. 茶室利用日を変更、またはキャンセルされる場合は速やかに福井県陶芸館茶苑までご連絡ください。

【6. 事前準備】

1. 利用日前日に準備が必要な場合は事前にお申し出ください。

ただし、他に予約が入っている場合は前日準備できません。

2. 利用者等は、当茶室担当者と事前の打ち合わせを行うものとします。

なお、当該打ち合わせ後に催事等の内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。

【7. 管理責任者・担当者の設置】

1. 管理責任者並びに次の担当者の人員配置を定めて届け出てください。
 - ① 管理責任者・受付係
 - ② 出席者整理係（出席者の整理・誘導）

【8. 利用制限および取消し】

1. 利用承認後または利用時間中であっても、以下のいずれかに該当すると福井県陶芸館が認めた場合は一方的な意思表示により予約申込の取消し、もしくは利用停止の処置をとることがあります。この場合、お受け取りした利用料はお返しいたしません。また、利用者が被る損害に対しては一切の責任を負いません。
 - ① 公の秩序や風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
 - ② 暴力団、総会屋その他反社会的勢力に所属あるいは関係する者であると認められたとき。
 - ③ 暴力的又は威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行ったとき。
 - ④ 利用申込書や資料の内容に虚偽または事前申告のない大幅な変更があった場合。
 - ⑤ 風紀上または管理上好ましくないと認めたとき。
 - ⑥ 関係官庁から中止命令が出た場合。
 - ⑦ その他、施設の運営上支障があると判断した場合。
 - ⑧ 茶室の利用を承認できないと認められる相当な事由が生じた場合。

【9. 利用上の注意】

1. 館内においては火気厳禁とします。ただし、炉においてのみ炭火の使用を許可します。それに伴う火の取扱いは十分注意して行ってください。
2. 施設内は禁煙です。所定の場所以外での喫煙は禁止します。
3. 茶室利用後は備品を所定の位置に戻し、茶室の清掃等は利用者で行ってください。火の始末をした後、職員の点検を受けてください。
4. 備品以外に必要な道具、消耗品は利用者が持参し利用に際して発生したゴミは各自お持ち帰りください。
5. 利用中に茶室、その他建築物、付属設備、備品等を、破損、汚損、紛失した際には修復、補充に必要な費用を賠償していただきます。
6. 地震などの天変地異や災害、不測の事故等利用者等の責に帰さない事由により、当茶苑の利用が不可能となった場合、茶室の利用料は全額返還します。ただし、当茶室の利用が不可能になったことにより利用者等に生じた損害については賠償いたしません。
7. 当茶苑の備品・設備の故障などにより、利用者の所期の目的が達せられなかった場合であっても、茶室の利用料返還以上の損失補償は行いません。
8. 利用に伴う人身事故および盗難等の全ての事故については、当茶苑に故意または重大な過失がない限り、一切の責任を負いません。
9. 飲食を行う場合は利用申請時に申し出てください。当茶室が許可した区域以外での飲食は禁止です。
10. 宣伝物等で、当茶苑の名称、写真等を使用する場合は、事前に承認を得てください。
11. 当茶苑近辺での広告および看板・のぼり等の設置、チラシその他の宣伝物の配布は禁止します。
12. 利用申込責任者は次の事項を順守するとともに、参加者全員に対しても同様に指示してください。
 - ① 開館午前10時00分、閉館午後5時00分の時間を厳守すること。

- ② 他の来館者等に迷惑をかける行為をしないこと。
- ③ 他の来館者等に迷惑をおよぼす恐れのある物品を持ち込まないこと。
- ④ 所定の場所以外に出入りをしないこと。
- ⑤ 大きな音を出す行為はしないこと。

【10. その他】

1. 当茶苑では、安全かつ円滑な運営管理を行うため必要と判断した場合には、利用中であっても立ち入り、施設、設備等の点検などを行うことがあります。
2. お車でのご来館は所定の駐車場に必ずお停めください。

連絡・問合せ先
福井県陶芸館 茶苑
〒916-0273 福井県丹生郡越前町小曾原 120-61
Tel.0778-32-2174 Fax.0778-32—2279

※福井県陶芸館は福井県が設置し、指定管理者の指定を受けたアクティオ株式会社が管理運営を行っています。